点検整備記録簿
特定整備記録簿(写)
点検の結果及び整備の概要

3 ( )
⑫ (+) 12ヶ月定期点検

型式指定・類別区分番号
オーダーナンバー 13035

点検良好	レ	交換	×	調整	A	清掃	C	省略	P
特定整備	○	修理	△	締付	T	給油(水)	L	該当なし	/

使用者(依頼者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号
株式会社 共生物流	相模 830 い 1177
住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2-1	車台番号 FC2AB-128941

「電子制御装置整備の概要」 センサ(カメラ、レーダーその他)、ECUの脱着☑ センサに取付られた車体前部、窓ガラスの脱着☑ センサ(カメラ、レーダーその他)、ECUの機能調整☑

■ ステアリング装置
- ハンドルの操作具合 /ハンドルの遊び、がた
- ステアリング・ギヤ・ボックスのオイルの漏れ
- ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み
- ☆ロッド、アーム類の緩み、がた、損傷
- ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷
- ☆ステアリング・ナックルの連結部のがた
- ホイール・アライメント
- パワー・ステアリング・ベルトの緩み、損傷
- ☆パワー・ステアリングのオイルの漏れ
- ☆パワー・ステアリングのオイルの量
- パワー・ステアリングの取付けの緩み

■ ブレーキ装置
- ブレーキ・ペダルの遊び
- ブレーキ・ペダルの踏み込んだときの床板とのすき間
- ブレーキの効き具合
- パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)の引きしろ(踏みしろ)(ホイール・パークの作動)
- パーキング・ブレーキの効き具合
- ブレーキ・ホース、パイプの漏れ、損傷、取付状態
- ブレーキ液の量
- ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷
- ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷
- ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷
- ブレーキ・チャンバのロッドのストローク
- ブレーキ・チャンバの機能
- ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能
- ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり
- ブレーキ倍力装置の油密、気密、チェック・バルブ、リレー・バルブの機能
- ブレーキ・カムの摩耗
- ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間
- ☆ブレーキ・シューの摺動部分、ライニングの摩耗
- ブレーキ・ライニングの摩耗、損傷
- ブレーキのバックプレートの状態
- ☆ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間
- ☆ブレーキ・パッドの摩耗
- ブレーキ・ディスクの摩耗、損傷
- センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み
- センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間
- センタ・ブレーキのライニングの摩耗
- センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷
- 二重安全ブレーキ機構の機能

■ 走行装置
- ☆タイヤの空気圧 /タイヤの亀裂、損傷☆
- ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 / スペア・タイヤの空気圧
- ホイール・ナット、ホイール・ボルトの緩み
- ◎ホイール・ナット、ホイール・ボルトの損傷
- リム、サイド・リング、ディスク・ホイールの損傷
- ☆フロント・ホイール・ベアリングのがた
- リヤ・ホイール・ベアリングのがた

■ サスペンション
- リーフ・スプリングの損傷
- リーフ・スプリング、スプリング・ブラケットの取付部の緩み、損傷
- リーフ・スプリング、トルク・ロッドの連結部のがた
- コイル・スプリングの損傷
- コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた
- コイル・サスペンション各部の損傷
- エア・サスペンションのエア漏れ
- ☆エア・サスペンションのベローズの損傷
- ☆エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み、損傷
- エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能
- ショック・アブソーバの損傷、オイルの漏れ

■ 動力伝達装置
- クラッチ・ペダルの遊び
- クラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間
- クラッチの作用 / クラッチ液の量
- ☆トランスミッション、トランスファのオイルの漏れ
- ☆トランスミッション、トランスファのオイルの量
- ☆プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み
- ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂、損傷
- プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのスプライン部のがた
- プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のがた
- プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた
- ☆デファレンシャルのオイルの漏れ / デファレンシャルのオイルの量☆

■ 電気装置
- ☆スパーク・プラグの状態(白金プラグ、イリジウム・プラグは点検省略可) / 点火時期
- ディストリビュータのキャップの状態
- バッテリのターミナル部の緩み、腐食
- 電気配線の接続部の緩み、損傷

■ エンジン
- 低速、加速の状態
- 排気ガスの色 / CO、HCの濃度
- ☆エア・クリーナ・エレメントの汚れ、詰まり、損傷
- シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態
- エンジン・オイルの漏れ / 燃料漏れ
- ファン・ベルトの緩み、損傷 / 冷却水の漏れ

■ ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
- メターリング・バルブの状態
- ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷
- 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷
- チャコール・キャニスタの詰まり、損傷
- 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの機能
- 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩み、損傷
- 二次空気供給装置の機能 / 排気ガス再循環装置の機能
- 減速時排気ガス減少装置の機能
- 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷、取付状態

■ 附属装置等
- ホーンの作用 / ワイパの作用
- ウインド・ウォッシャの作用/ デフロスタの作用
- ハンドル・ロック装置の作用
- ☆エキゾースト・パイプ、マフラの取付けの緩み、損傷、腐食
- ☆遮熱板の取付けの緩み、損傷、腐食
- マフラの機能 /エア・タンクの凝水
- エア・コンプレッサの機能
- プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能
- 非常口の扉の機能 / フレーム、ボディーの緩み、損傷
- ◎スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ◎スペアタイヤの取付状態
- ◎ツールボックスの取付部の緩み及び損傷
- 連結装置のカプラの機能、損傷
- 連結装置のピントル・フックの摩耗、亀裂、損傷
- ※シート・ベルトの損傷、作用
- 開扉発車防止装置の機能 / シャシ各部の錆腐蝕状態

■ 高圧ガスを燃料とする燃料装置等
- パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷/ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷
- ガス・ボンベ、ガス・ボンベ付属品の損傷

■ 車載式故障診断装置
- OBDの診断の結果

日常点検
- バッテリ液の量
- 冷却水の量
- エンジン・オイルの量
- エンジンのかかり具合、異音
- ヘッド・ランプ、ストップ・ランプ、ウインカ・ランプ等の点灯、汚れ、損傷
- ◎ディスク・ホイールの取付状態

その他の点検・整備項目
- 燃料エレメントの状態
- クローズド・ベンチレーターエレメント状態
- ~~尿素水フィルターの状態~~
- 発炎筒交換
- 右テールランプ向き修正

厳しい使われ方をする車の点検項目
- ステアリング・ギヤ・ボックスの機能
- ナックル、かじ取り車輪の旋回動作
- シャシばね、ショック・アブソーバの緩衝能力
- トランスミッション、トランスファの変速機構、動力分配機構の機能
- プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの回転時の状態
- エンジンの運転状態

特殊な構造及び装置の点検項目
- ABSの機能

交換部品等	数量
シールキット	1.0
ブレーキオイル	1.0
E/Gオイル 13.0 オイルエレメント	1.0
フューエルエレメント	2.0
クローズドベンチレーターエレメント	1.0
ファンベルト 1.0 クーラーベルト	1.0
冷凍機ベルト	1.0
クラッチオイル	1.0
バッテリーエキ	1.0
テールランプバルブ	1.0
発炎筒	1.0

メンテナンスに関するアドバイス

- CO、HC濃度(アイドリング時)

CO	------- %
HC	------- ppm

●タイヤの溝の深さ(1.6mm以上)	前輪	前	左	11 mm	右	11 mm
		後	左	------ mm	右	------ mm
	後輪	前	左	------ mm	右	------ mm
		後	左	11 11 mm	右	5 7 5 mm
●ブレーキ・パッド、ライニングの厚さ	前輪	前	左	7 mm	右	7 mm
		後	左	------ mm	右	------ mm
	後輪	前	左	------ mm	右	------ mm
		後	左	8 mm	右	8 mm

自動車特定整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地、認証番号(指定番号)
南関東日野自動車株式会社
相模原支店
神奈川県相模原市南区当麻3590
関東指第2-2353号
認証番号2-4757号

点検年月日	整備主任者の氏名
7年8月6日	山崎雅俊
整備完了年月日	点検(整備)時の総走行距離
7年8月7日	138593 km

事業用自動車等・別表3

注 点検整備記録簿は法令により一年間携行保存することとなっておりますが、生涯記録簿として長期間携行保存してください。

使用者用

注 (☆印は3ヶ月2,000km以下の走行距離によって省略できる項目)
※印はバス、タクシー、人の運送の用に供するレンタカー等が対象。
◎印は車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車が対象。

ステアリング装置、ブレーキ装置、走行装置、サスペンション、動力伝達装置、電気装置、エンジン、ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置、附属装置等、高圧ガスを燃料とする燃料装置等の各点検項目は法に定められた定期点検項目を示します。OBDとは車載式故障診断装置を示します。